

浜松市土壌・地下水汚染対策に関する実施要領

目次

- 第1 総則(1 - 2)
- 第2 汚染の防止(3 - 5)
- 第3 汚染の調査及び浄化(6 - 12)
- 第4 雑則(13)
- 附 則

第1 総則

1 目的

この要領は、「浜松市土壌・地下水汚染に関する要綱」(平成24年4月1日施行。以下「要綱」という。)第26条の規定により要綱の施行に関し、必要な事項を定める。

2 用語

使用する用語は、要綱により定義された用語の例とする。

第2 汚染の防止

3 地下浸透の防止

(1) 要綱第6条第1項の規定による対象物質の適正な管理は、別表第1に定めるところにより行うものとする。

(2) 要綱第6条第2項の規定による対象物質の大気への蒸散の抑制は、次に掲げるところにより行うものとする。

イ 使用等又は貯蔵等する設備については、密閉性の高い構造とし、適正に維持管理できるものとする。

ロ 排出ガスについては、必要に応じて活性炭吸着装置等により、適正に処理するものとする。

ハ 前イ、ロに掲げるもののほか、大気への蒸散を抑制するための適切な措置を講じるものとする。

4 対象物質の自主管理

要綱第7条の規定による記録は、自主管理記録表(様式第1号)により行い、その記録を保存しておくものとする。

5 自主分析

要綱第8条第1項に定める自主分析は、下記のとおり実施するものとする。

(1) 使用等又は貯蔵等している対象物質及び使用等又は貯蔵している対象物質が地質中で分解して生成される対象物質については、1年に1回以上測定するものとする。ただし、対象物質による地質の汚染により、人の健康の被害が生じないと認められ

るとき、自主分析の終了又は回数の軽減をすることができるものとする。

- (2) 過去に使用等又は貯蔵等していた対象物質及び過去に使用等又は貯蔵等していた対象物質が地質中で分解して生成される対象物質については、2年に1回以上測定するものとする。ただし、対象物質による地質の汚染がないと認められるとき又は対象物質による地質の汚染により、人の健康の被害が生じないと認められるとき、自主分析の終了又は回数の軽減をすることができるものとする。
- (3) 測定した結果は、3年間保存しておくものとする。
- (4) 地下水汚染物質の測定は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号。以下「地下水環境基準告示」という。)」に定める方法により行うものとする。
- (5) ダイオキシン類の測定は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号。以下「ダイオキシン類環境基準告示」という。)」に定める方法により行うものとする。

第3 汚染の調査及び汚染の除去等の措置

6 土壌汚染状況調査の方法

要綱第11条第1項の規定による土壌汚染状況調査の方法は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める方法により行う。ただし、同項第2号による場合は、搬出される土壌がある範囲のみを調査対象地とする。

イ 土壌汚染物質 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「環境省令」という。)第3条から第15条まで定める方法

ロ ダイオキシン類 ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(環境省水・大気環境局土壌環境課)4.1(1)a)資料等調査及び4.1(1)d)対象地状況把握調査に定める方法

7 地下水汚染状況調査の方法

要綱第11条第2項及び同第3項の規定による地下水汚染状況調査の方法は、以下の各号に定めるとおりとする。ただし、汚染地域周辺の市民が地下水を飲用していない等、地質の汚染が周辺住民の健康に影響を与えないと認められる場合は、その方法を簡略化できるものとする。

- (1) 調査対象地において使用履歴のある対象物質及び当該対象物質が地質中で分解され生成される対象物質について調査を行う。
- (2) 調査対象地において使用履歴から汚染が存在するおそれが高いと考えられる地点で、試料を採取する。
- (3) 汚染土壌又は汚染地下水があるときは、汚染地の敷地境界であって、地下水流向等から汚染が拡散すると考えられる地点で試料を採取する。

(4) 測定は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める方法により行う。

イ 地下水汚染物質 地下水環境基準告示に定める方法

ロ ダイオキシン類 ダイオキシン類環境基準告示に定める方法

ハ 上記イ、ロを除く対象物質 「地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法(平成15年環境省告示第17号)」に定める方法

8 地下水汚染状況調査又は土壌汚染状況調査の結果報告

要綱第13条の規定による報告は、地下水汚染・土壌汚染状況調査報告書(様式第2号)により行うものとする。

9 汚染の除去等の措置

要綱第14条の規定による汚染の除去等の措置にかかる指導は、以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 土壌汚染がある場合(ダイオキシン類によるものを除く。) 環境省令別表第5の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ中欄に定める汚染の除去等の措置の実施を指導する。ただし、関係者が、同表下欄による汚染の除去等の措置を実施する場合は、これを容認する。

(2) ダイオキシン類による土壌汚染がある場合であって、ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の政令で定める要件に該当する場合は、市長は都道府県知事に対し、同条第5項の要請を行うとともに、必要な指導を行う。

(3) 地下水汚染がある場合(前号に該当する場合を除く。) 地下水からの対象物質の除去及び汚染源の除去(以下「対象物質の除去等」という。)を指導する。ただし、直ちに対象物質の除去等を行えないときは、地下水汚染の拡散の防止を行うよう指導する。

10 汚染の除去等の措置の方法

(1) 前条第1号に掲げる汚染の除去等の措置の方法は、環境省令別表6に掲げる方法とする。

(2) 前条第3号に掲げる対象物質の除去等は以下の方法により行う。

イ 汚染地下水が拡散しない方法であること

ロ 汚染地下水及びその浄化処理水、処理過程で排出されるガスについて1月毎に1回以上測定し、測定結果を市長に報告すること

ハ 対象物質の除去等を行った後、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、7(4)に定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること

11 汚染の除去等の措置の計画の報告

(1) 要綱第15条第1項の規定による汚染の除去等の措置の計画の報告は、汚染の除去等の措置計画書(様式第3号)により行うものとする。

(2) 要綱第15条第2項の規定による汚染の除去等の措置の変更計画の報告は、汚染の除去等の措置変更計画書(様式第4号)により行うものとする。

1 2 汚染の除去等の措置の完了の報告

要綱第 1 7 条の規定による報告は、汚染の除去等の措置完了報告書（様式第 5 号）により行うものとする。

第 4 雑則

1 3 準用

要綱に規定されていないその他の物質による地質の汚染が発生し、市民の健康や生活環境その他に重大な影響を生じたときは、要綱並びにこの実施要領の規定を準用して処理することができるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

1 対象物質を使用等又は貯蔵等する施設本体に関する事項

対象物質を使用等又は貯蔵等する施設（以下「対象物質使用等施設」という。）本体の設置場所の床面又は周囲は、次の から のいずれかに適合すること、又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料による構造とすること

床面は、対象物質を含む液体の種類又は性状に応じ、耐性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること

周囲は、対象物質を含む液体の流出を防止することのできる防液堤、側溝（流出防止溝）ためます（受槽）若しくはステンレス鋼の受け皿（以下、「防液堤等」という。）又はこれらと同等以上の機能を有するものを設置すること

の防液堤等は、想定される流出量分の対象物質を含む液体の流出を防止できる容量を確保すること

2 対象物質使用等施設に付帯する設備に関する事項

（ 1 ）対象物質使用等施設に付帯する配管等（対象物質使用等施設本体に接続し、対象物質を含む液体が流れる配管、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等を含む。以下「配管等」という。）を地上に設置する場合は、次のいずれかに適合すること
次のいずれの要件にも適合することにより、対象物質を含む液体の漏えいを防止できる材質及び構造とすること。

イ 対象物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有する材質及び構造であること。

ロ 対象物質により容易に劣化するおそれのない材質及び構造であること。

ハ 配管等の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、当該配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。

ニ 床面が又は周囲の構造が、「１ 対象物質を使用等又は貯蔵等する施設本体に関する事項」の から のいずれかに適合すること。

対象物質を含む液体の漏えいが目視で容易に確認できるよう床面から離して設置し、かつ、壁内に設置しないこと。

(2) 対象物質使用等施設に付帯する配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること又は同等以上に対象物質を含む液体の漏えい等が防止できる材質及び構造であり、かつ、漏えい等があった場合に漏えい等が確認できること。

次の要件のうち、イからハのいずれにも適合することにより、対象物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。

イ トレンチの中に設置し、配管等からの対象物質を含む水の漏えいを確認できる構造とすること。

ロ トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料による構造とすること。

ハ トレンチの底面の表面は、対象物質を含む水の種類又は性状に応じ、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

次の要件のいずれにも適合すること。

イ 対象物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること。

ロ 対象物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 配管等の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、当該配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。

ニ 配管等からの対象物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、対象物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の配置など、漏えい等を確認できる設備を設けること。

(3) 対象物質使用等特定施設に付帯する排水溝等（対象物質使用等施設本体に接続し、対象物質を含む液体が流れる排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備を含む。以下「排水溝等」という。）を設置する場合は、次の から のいずれかに適合すること、又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

対象物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

対象物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

排水溝等の表面は、対象物質を含む水の種類又は性状に応じ必要な場合は、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材料で被覆が施されていること。

3 対象物質の保管に関する事項

(1) 対象物質を貯蔵等する施設によらず対象物質を保管する場合は、次の から のいずれにも適合すること又は同等以上に対象物質の漏えい等が防止できる措置を講じていること。

地上で保管していること。

保管容器は、対象物質が漏出ししない構造及び材質の容器であること。

保管容器の下に受け皿（ステンレス鋼製等の対象物質に耐性を持つ材質のものに限る。以下同じ。）を設置し、若しくは床面に樹脂被覆（対象物質に耐性を持つ合成樹脂等のもので、つなぎ目等からの地下浸透の防止措置を講じてあるものに限る。以下同じ。）を施し、又は、これらと同等以上の地下浸透を防止するための措置を講じて、屋内に保管していること。ただし、やむを得ず屋外に保管するときは、これらの防止措置に加え、屋根を設けていること。

(2) 地上に設置する貯蔵施設により保管するときは、次の から のいずれにも適合すること又は同等以上に対象物質の漏えい等が防止できる措置を講じていること。

施設本体が二重構造又はその他対象物質を含む液体の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であることとともに、雨水等の進入を防ぐ構造とであること。

施設本体の外面が、腐食を防止する方法により保護されていること（ただし、設置される条件の下で腐食するおそれのない場合にあっては、この限りでない）。

対象物質を含む液体の量を表示する装置があること

(3) 地下に設置する貯蔵施設により保管するときは、次の から のいずれにも適合すること又は同等以上に対象物質の漏えい等が防止できる措置を講じていること。

施設本体が、地下室に設置する構造、二重構造又はその他対象物質を含む液体の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であることとともに、雨水等の進入を防ぐ構造とであること。

施設本体の外面が、腐食を防止する方法により保護されていること（ただし、設置される条件の下で腐食するおそれのない場合にあっては、この限りでない）。

対象物質を含む液体の量を表示する装置があること。

貯蔵施設からの対象物質を含む液体の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、対象物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の配置など、漏えい等を確認できる設備を設けること。

(4) 対象物質を含む液体であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物に該当するものの保管については、前3号によらず、廃棄物処理法の規定によること。

4 使用する作業等に関する事項

(1) 洗浄作業を実施したときは、対象物質の液切りを十分に行うこと。

(2) 器具（布やブラシ等）を用いて洗浄するときは、器具による対象物質の飛散や、流

出を起こさないよう行うものとし、必要に応じて受け皿を設置すること。

- (3) 移し替えの作業は、対象物質が飛散し、又は流出しないよう行うものとし、必要に応じて受け皿を設置すること。
- (4) 運搬の作業は、対象物質が飛散し、又は流出しないよう密閉できる容器を用いて行うこと。
- (5) 対象物質を含む液体の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の適正な運転を行うこと。
- (6) 対象物質を含む液体が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした対象物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境保全上支障のないよう適切に処理すること。
- (7) 対象物質使用等施設の使用の方法に関する管理要領が明確に定められていること。

4 点検管理に関する事項

- (1) 対象物質使用等施設にあっては、その施設本体、付帯する設備及び機器等の異常の有無及び対象物質の漏えいの有無を始業点検すること。
- (2) 床面のひび割れ、被覆の損傷の有無、防液堤のひび割れ、配管等の異常の有無について、月に1回以上、目視で点検すること。
- (3) 保管場所にあっては、その保管場所において作業を行う都度、対象物質の漏出の有無を点検すること。
- (4) 前3号において、目視での点検が困難な場合は、年1回以上の点検を行うこと。

様式第 1 号

(年度)

自主管理記録表

使用事業者名 _____

自主管理物質名			
搬入量		kg / 年	kg / 年
搬出量		kg / 年	kg / 年
使用設備等の状況	設備番号		
	設備名称		
	用途		
	型式		
	台数		
	使用頻度		
	使用場所	別紙のとおり	別紙のとおり
	構造	別紙のとおり	別紙のとおり
購入先の名称及び所在地			

様式第 2 号

地下水汚染・土壌汚染状況調査報告書

年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木康友

報告者 住所 氏名 印
(法人にあたってはその
名称及び代表者氏名)

浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり報告します。

調査を実施した 土地の所在地	
調査を実施した場所	
使用事業場又は 過去使用事業場の名称	
調査の区分及び 調査の契機	1. 土壌汚染状況調査 イ. 使用事業場又は過去使用事業場の全部又は一部の廃止 ロ. 使用事業場又は過去使用事業場の敷地内の工事等 ハ. 汚染地の調査 ニ. 自主的な調査 2. 地下水汚染状況調査 イ. 使用事業場又は過去使用事業場の全部又は一部の廃止 ロ. 使用事業場又は過去使用事業場の敷地内の工事等 ハ. 土壌汚染対策法第 3 条第 1 項、第 3 条第 8 項、第 4 条第 2 項、 第 4 条第 3 項又は第 5 条第 2 項の調査における土壌溶出量基 準の不適合 ニ. 汚染地の調査 ホ. 自主的な調査
調査を実施した 対象物質の種類	
調査日時	
調査の結果	
調査を行った調査機関の 氏名又は名称	

備考 1. 試料を採取した地点を示す図面、計量証明書を添付すること

様式第3号

汚染の除去等の措置計画書

年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木康友

住所

氏名

(法人にあたってはその
名称及び代表者氏名)

印

浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱15条第1項の規定により、次のとおり報告します。

汚染地の所在地	
汚染の除去等の措置を行う範囲	
汚染の除去等の措置の方法	
汚染の除去等の措置の実施期間	
汚染の状況	
汚染の除去等の措置を実施する 機関の氏名又は名称	

備考 必要に応じて図面等を添付すること

様式第4号

汚染の除去等の措置の変更計画書

年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木康友

住所

印

氏名

(法人にあたってはその
名称及び代表者氏名)

浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱15条第2項の規定により、次のとおり報告します。

汚染地の所在地	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	

備考 必要に応じて図面等を添付すること

様式第 5 号

汚染の除去等の措置完了報告書

年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木康友

報告者 住所 氏名 印
(法人にあたってはその
名称及び代表者氏名)

浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱 17 条の規定により、次のとおり報告します。

汚染地の所在地	
汚染の除去等の措置を行 う範囲	
汚染の除去等の措置の方法	
汚染の除去等の措置の 実施期間	
完了後の汚染地の状況	
汚染の除去等の措置を実施 した機関の氏名又は名称	

備考 必要に応じて図面等を添付すること